

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	平成30年2月27日
<b>【会社名】</b>	株式会社くろがね工作所
<b>【英訳名】</b>	Kurogane Kosakusho Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 神 足 泰 弘
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪市西区新町1丁目4番24号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長神足泰弘は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用いたしております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年11月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社1社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額を合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達する2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

平成29年11月期の決算処理過程におきまして、特定の営業拠点において売上計上に必要な契約内容及び完了報告、仕入計上に必要な発注内容及び検収報告等の承認手続に必要な情報が適切に提供されず、また営業管理部門におけるその確認作業の運用が不十分であったため、売上計上時期の妥当性や仕入原価の処理の妥当性に問題のある処理が確認されました。これは、販売及び購買業務プロセスにおける内部統制の運用に不備があったことに起因するものと判断しております。

主な原因は、移転その他完工物件が翌期に遅延する状況等が発生し、また建築付帯設備機器事業においても医療物件の着工の延期、中止等、厳しい環境下にあったこと等により、特にマーケットボリュームとして大きい事務用家具部門（東京地区）での目標数字（売上・利益）達成に対するプレッシャーがあったことによるものと認識しております。

当事業年度の末日までには是正されなかった理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表作成の過程で判明したためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、営業管理部門及び購買部門の人員の再配置を行うと同時に、適時・適切な情報共有を図るための業務処理統制における運用プロセスの見直し、補完的に情報の適正性を確認するための証憑の整備等の再発防止策を講じるとともに、役職員全員を対象としたコンプライアンス教育を徹底すること等により、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

なお、今回の内部統制の不備に起因する必要な修正事項は、すべて平成29年11月期の連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。